

官報

号外 昭和三十七年三月二十三日

○第四十回衆議院會議録 第二十七号

昭和三十七年三月二十三日(金曜日)

議事日程 第二十四号

昭和三十七年三月二十三日

午後二時開議

第一 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律案(内閣提出)

第二 国民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 学校法人紛争の調停等に関する法律案(内閣提出)

第四 義務教育諸学校の児童及び生徒に対する教科書の給与に関する法律案(山中吾郎君外九名提出)

第五 教科書法案(山中吾郎君外九名提出)

第六 義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

海外移住審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

昭和三十七年三月二十三日 衆議院會議録第二十七号

科学技術會議議員任命につき同意を求めるの件

地方公務員共済組合法案(予備審査のため内閣送付)の趣旨説明及び質疑

午後二時十一分開議

○議長(清瀬一郎君) これより會議を開きます。

海外移住審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

○議長(清瀬一郎君) まず、お諮りいたします。この案が、海外移住審議会委員に本院議員田中龍夫君、同田原春次君、同竹内俊吉君、参議院議員赤間文三君を任命するため、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たいとの申し出があります。右申し出の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、その通り決しました。

科学技術會議議員任命につき同意を求めるの件

○議長(清瀬一郎君) 次に、科学技術會議議員に内海清温君、茅誠司君を任命したいので、科学技術會議設置

法第七条第一項の規定により本院の同意を得たいとの申し出がござります。この申し出の通り同意を与えるに御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、その通り決しました。

地方公務員共済組合法案(予備審査のため内閣送付)の趣旨説明

○議長(清瀬一郎君) 議院運営委員会の決定により、内閣から予備審査のため送付されました地方公務員共済組合法案の趣旨の説明を求めます。自治大臣安井謙君。

【國務大臣安井謙君登壇】

○國務大臣(安井謙君) 地方公務員共済組合法案につきまして、その趣旨及び概要の御説明を申し上げます。

御承知の通り、国家公務員の退職年金制度は、すでに三年前からいわゆる恩給制度を共済制度に切りかえ、その給付内容を改善し、官吏及び雇用人を通ずる統一された退職年金制度として実施されているのでありますが、地方公務員につきましては、依然として恩給方式によるもの、共済方式によるもの等、地方公共団体により、また、公務員の職種、身分により、その適用される制度が複雑不統一であり、かつ、その給付内容も国の新制度に比し

て低く、改善を要する点が少なくないのであります。

政府としては、地方公務員の生活安定、福祉の向上に寄与し、公務の能率的運営に資するために、地方公務員についても、すみやかに国家公務員に準じて合理的な退職年金制度を確立することが必要であると考え、かねて、地方制度調査会に諮問し、その答申に基づき、この検討を重ねて参ったのであります。この案を得るに至ったのであります。すなわち、地方公務員についても、国家公務員の制度に準じて、統一的な共済組合制度を設け、これに長期給付のほか短期給付及び福祉事業を行なわせることとしたのであります。

以上がこの法律案を提出した理由であります。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、地方公務員共済組合の組織につきましては、地方公共団体及び職種の別により、地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に区分し、さらに市町村職員共済組合及び都市職員共済組合について、それぞれ全国組織の連合会を設けることとしております。

第二に、すべての地方公務員は、いずれかの組合の組合員となることとし、

海外移住審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件 科学技術會議議員任命につき同意を求めるの件 地方公務員共済組合法案についての安井自治大臣の趣旨説明

五五五

すべての地方公務員共済組合の組合員期間または国家公務員共済組合の組合員期間は、通算することとしております。

第三に、長期給付の制度につきましては、退職給付、廃疾給付及び遺族給付を行なうものとしておりますが、その内容は国家公務員共済組合の長期給付の制度に準ずることとしております。

第四に、短期給付及び福祉事業の制度につきましても、組合は、国家公務員共済組合の制度に準じて、保健給付、休業給付、災害給付等の短期給付を行なうものとし、また、同時に福祉事業を行なうものとしております。

第五に、組合の給付に要する費用につきましても、組合員の掛金及び地方公共団体の負担金をもって充てるものとし、短期給付については、掛金百分の五十、負担金百分の五十、長期給付については、掛金百分の四十五、負担金百分の五十五とし、また、組合の事務に要する費用は全額地方公共団体の負担とすることとしております。

その他のおもな事項は、組合の資金は、安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進または地方公共団体の行政目的の実現に資するように運用する建前とすること、組合の給付に関する決定等に不服がある者について審査の請求を処理するため審査会の制度を設けること、地方公務員共済

組合制度に関する重要事項を調査審議するため、地方公務員共済組合審議会を設けることなどであります。

なお、地方議会議員互助年金法附則第四項の規定に基づき、同法を廃止して、地方議会議員の年金制度に関する規定をこの法案の中に統合することといたしました。

以上がこの法律案の趣旨及びその概要であります。(拍手)

地方公務員共済組合法案(予備審査のため内閣送付)の趣旨説明に対する質疑

○議長(清瀬一郎君) ただいまの趣旨の説明に対しまして、質疑の通告があります。これを許します。野口忠夫君。

〔野口忠夫君登壇〕

○野口忠夫君 私は、日本社会党を代表して、ただいま趣旨説明のありました地方公務員共済組合法案について、関係大臣に質問いたしたいと思ひます。

まず、自治、大蔵の両大臣にお尋ねいたします。種々雑多な現行地方公務員制度を統一し、一本化されようとする態度については全く同感なのでありますが、制度は制度として生きて動いていかなければなりませんから、その一本化には当然困難な条件があるわけであり、異なつた財政事情の異なつた団体の制度、そこに生じた特殊的な

契約、これらを急激に切開し、ために息の根を断つてしまつてはならないのであります。国の財政的配慮は当然この意味からも必要欠くべからざるものであつたはずであります。本法提案の動きは三年前であり、三年間も本法案は日の目を見ないで過した陰には、この財政的国の配慮の一点に帰した自治省の苦勞もあつたのではないかと思ふのであります。しかし自治省は、ついにこの努力を捨て、自治体の願いを無視し、大蔵省に屈服し、わずかに〇・一%の交付税の引き上げ、金額にして十五億、対象人員実に百七十三万人といわれる地方公務員に対し、全く零細な国の財政的配慮をもつて提案されたわけであります。すなわち、言い返してみれば、一本化の重大な制度変革を、全く組合員の掛金と地方財政への押しつけによつて行なおうということとであります。(拍手)掛金は、一挙に従来の三倍、二倍、一人千円の増加負担となるものもあり、国の分は地方負担割合に加へられ、五五%と引き上げられる結果となるのであります。

自治大臣は、地方公務員の身分、給与の実態をよく御存じであり、特に地方財政の水準の低下、次々に押しつけられる税外負担、特に高等学校急増対策等に見る負担過重にあえぐ自治体の苦勞等は、身をもつて知られるところと思ひのであります。このような状態を知らながら、国の財政的配慮はゼロに

ひとしく、組合員の重い負担と地方財政の貧困に、さらに輪をかけているがごとき押しつけによつて、制度改正を意図されるに至つた経緯について、自治大臣及び大蔵大臣の所見を承り、今後何らかの国の財政的配慮を考慮されているかどうかについて、お尋ねいたします。(拍手)

なお、国の財政的配慮を当然と認めるものに、人事院の勧告があり、百分の十五は公務員負担、百分の七十五は国庫が負担すべきであることを定めており、さらに公務員制度調査会は、社会保障制度に対する国の責任を明らかにするため、給付に要する費用の一部を国が負担すべきであると述べ、国に準じて一〇%、事務費全額国庫負担を答申しております。さらに、国の財政的配慮を決定づけるものは、三十三年来議院選挙の公約であります。社会保障として、当然国の予算の一部をもつて責任をとるということ国民に約束されたこととあります。これらの勧告、答申、国民との約束等を全く無視して、何らの財政的配慮をしなかつた点について、大蔵大臣の明確なる御答弁をお願いしたいと思ふのであります。(拍手)

第二に、国の財政的補償のまことに薄い制度改正に反し、実に中央集権的な運営管理機構についてであります。本法に示す地方職員共済組合の運営管理機構は、すべて主務大臣の任命ない

しは承認という形をとつてゐるのであります。議決機関である委員、執行機関である理事はすべて大臣任命、共済組合の業務監査をする監事までが任命であるということとあります。国はゼロの負担であり、組合員は四五%、半分の費用を負担している共済組合員の意思を通ずることのできない、全く上意下達の非民主的機構といわざるを得ないのであります。任命あるいは委嘱の機関が、都合のよいときにわれわれを利用し、都合の悪いときには何にも聞かぬ、巧みに民主主義の美名に隠れて行なり、全く政府一辺倒の官僚支配の専横制度だとの声は、決して一人だけの声でないことを知つてもらわなければならぬのであります。

(拍手)

中央集権的の見られるこのような下を閉ざした非民主的の制度を改め、民主的運営に切りかえる考へはないか、自治大臣にお尋ねしたいのであります。

この件について、さらに労働大臣にお伺ひしたいのですが、本地方公務員共済組合の場合は、労働者みずからその賃金の一部を提出し、全費用の半額の負担をしている労働組合員が、その組合員の大部分であることを考えると、その設立並びに管理運営は、当然労使対等の原則に立つものでなければなりません。昭和三十四年設立の当初にあたり、自治省は労働組合の意見を求めておりますが、その労働組合の意

見は全く無視されている現状を見ると、自治省の態度は何か労働組合をはずして設立の準備を進めたかの感があります。これは全く労働管理の違法行為で、労働行政の先頭に立つ労働大臣として、設立及び管理運営に労使対等の立場で参加させるより助言、指導すべきと思いますが、その意思があるかないか、お伺いしたいのであります。

第三にお尋ねいたしたいのは、旧制度から新制度への移行にあたって、納付金、積立金にかかる追加費用についてであります。年金条例適用職員、恩給法適用職員等は、すでに与えられた権利に対する期待のもとに、条例あるいは法に示された金額についてすでに払い込んであるものでありまして、退職年金とは、そのあと払いの性格のものでありまして、移行にあたっては、この既往の金額を納付した者に給付すべき残金はないのであります。ここで給付するためには、新しい掛金によって給付されることとなり、新共済組合の負担となります。しかし、このことは、当時の給付責任者がみずからの責任としてなさればならぬ債務関係が解消し、返済の義務がなくなることはならないのであります。甚間、永久債務論等の言葉を聞きますが、これは全く個人の既得権に反し、その財産権

を侵害する違法の論といわざるを得ないのであります。移行にあたって、最終的には国庫負担として解消する意思があるかどうか、自治大臣にお尋ねしたいと思うものであります。

第四は、既得権の問題であります。新制度移行にあたって、既得権無視は、公務員諸君の最も不安を呼ぶものであります。掛金、給付年限、給付内容、給付額等において全く個々ばらばらでございしますが、これは使用者と労働者との話し合いによって決定された契約であり、既得権であります。自治省もこれを一律に急激に改正に運ぶことは、当事者間の民主的契約事項に対する侵害となることを避けるため、付加給付の特別扱いによって、その既得権の急激な脱落を防止するやに聞きました。その手当は、自治体の自主性尊重等により、まことに微温的指導、助言に終わると聞いております。この契約事項を尊重し、その既得権は必ず存置するよう付加給付の保障を勧奨し、均衡上やむを得ないときは適用除外等の措置を講じ、既得権を守り得るような強い態度で措置すべきであると思ひ、自治大臣の、移行に伴う既得権の確保についての適切な御措置のほどをお聞かせ願いたいと思ひます。

第五は、連合会に対する義務的積立金の強制と憲法第二十九条第三項との関係についてであります。憲法第二十九条第三項には、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひる」とあります。本法草案によりまして、都市職員共済組合、市町村職員共済組合等は、全国的連合会を設けることとなっており、この連合会には、政令の定めるところによる負担金によって義務的に責任準備積立金が管理されることになり、この積立金、公共のために資金として運用することができるとの規定づけがなされているのであります。憲法第二十九条第三項の法が求める私有財産に対する中央における補償の全くないにもかかわらず、義務的に積み立てさせ、公共のために資金として運用することは、一般的にも憲法第二十九条第三項に反するものであります。特に地方公営企業体職員、地方公務員は、交付税交付金の保障も受けたいとする、ここに積立金を強制し、義務を課し、公共の用に運用することは、全く憲法第二十九条に違背すると思ひ、大蔵大臣の御所見を承りたいのであります。

第六は、積立金の運用についてであります。国民年金、厚生年金に例をみるまでもなく、零細な貸金をさき、生活を押えて提出される大衆掛金による剰余金あるいは積立金の運用が、全く組合員からは遠い大資本家、大企業家の巨大な工場あるいは施設の中に吸い取られていることは、政府発表の財政

投融資の資金源の報告の中で明らかであります。これでは社会保障制度といたった年金制度は、全くの表面だけのごまかしであり、実は国営保険会社であり、その集積化した資本運用が本命であつて、利潤追求が年金制度施策のほんとうのねらいであるといふ言えなくなるのであります。余剰金あるいは積み立てられた資金の管理と運用は、あくまでも地方公務員一人々々の掛金であり、その社会保障のためにのみ運用、管理されることが必要であると思ひますが、従来の管理、運用の経緯にかんがみ、自治大臣の決意のほどをお聞かせ願いたいと思ひ、ものであります。

第七は、減額年金制をめぐる、公立学校教職員の既得権喪失について、文部大臣にお尋ねいたしたいと思ひます。受給資格年金に満たないで退職した者に対し、従来までは若年停止の給付制があり、給付額全額に還元されたのであります。今回の減額年金制は、給付年金五十五才以前の退職者は、受給希望にあたり、不足年数につき一年につき四割ずつ差し引いて減額年金額とし、受給資格年金に達しても還元いたさないこととなるのであります。一般的に言つても既得権の剥奪であります。特に公立学校教職員の六〇%を占める女子教員にとっては、まことに大きな問題なのであります。しかも、女子教員の従来の退職の状況

は、文部大臣の強い御指導のためものでしょうが、常に勧奨退職なのであります。男女共かせぎの場合、女子平均四十三才、女子独身の場合、最高五十才等の基準に基づき、女子なるがゆえの人権侵害の制限によって退職を勧奨されるのであります。中には全く話にならない、あなたが退職しないときは、あなたの旦那さんの将来があぶないなどの甘言、おどかしの手段で退職を勧めるものであります。全く本人の意に反し、勧められて、これらの女子教員のほとんどが若年停止の状態で退職するものであります。今回の法改正によって、意に満たない勧奨退職の犠牲者の上に、さらに不当な既得権の侵害となつて犠牲をしいることとなるのであります。

文部大臣は、この日本の教育の大半を背負う真摯な女子教師のために、次の二点を考慮すべきであると思ひます。すなわち、第一は、既得権を守るために国の財政的負担を軽減するということであり、第二は、負担金の実現困難なときは、本法の精神が長期勤務者に厚く短期勤務者には薄い長期勤務奨励の精神であることにのっとり、当然年金制度の建前上退職勧奨などをすることができないことになり、女子教員の勤務年限も五十五才まで確保し、首切り勧告の中止をするか、このいづれかを積極的に推進する以外にないものと思ひますが、学校教職

員の既得権の確保のため、そのお考えを承りたいのであります。(拍手)

第八は、自治大臣にお尋ねいたしたいのであります。給与支給の相違により、本地方公務員共済組合に加入できない地方公共団体の事務に従事する地方公共団体関係職員及び地方公共団体の補助を受ける共済事業に従事する互助会職員の件であります。市町村職員の身分、給与の問題は、ようやく安定したとはいえ、地方財政の実態上、いまだ不安定な状態に置かれるものがあり、しかも、その住民との接触の中に起こってくる日常業務の繁雑さと量とはまことに大きいものがあります。粗末な役場庁舎の一隅に机を囲い、ひたすら住民の幸福を求めて勤務する自治体関係職員は、その給与の支給を地方公共団体より受けないことによつて、地方公務員共済組合に加入の機会を得ることを閉ざされておりますが、その仕事の実質的内容は、全く自治体職員と異なるところはない事情の上に立つて、当然特例を設け、入会の機会を与えるべきであらうと思ひます。また、互助会関係職員は、全く共済組合職員と同一の事務を取り扱い、しかも大方は、県ないし市町村の負担を得て運営しているのではありませんから、共済組合職員の加入を認め、地方議員の加入を認める立場からは、特例措置による加入はぜひ実現すべきであります。この特別加入の措置について、自治大

臣の好ましい御返答を伺いたいと思ひのであります。

最後に、社会保障制度審議会の答申は、本案を実施することには適当でないとの結論であり、種々の問題を本案は含むものであることにかんがみ、原案にとらわれることなく、聞くべきことは十分に聞き、改めるべきことは十分に改めて、特にわが日本社会党の申し入れております要求項目の実現には特段の御努力をお願いして、私の質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣安井謙吉登壇〕

○国務大臣(安井謙吉) お答えいたします。

今度の本制度を施行するにつきますと、国庫負担がないじゃないか、こういう御質問でございます。なるほど国庫負担はございせんが、やはり公的な負担として地方団体が全体の五五％を責任をもって持つという制度でございますので、この点は、いわゆる公務員の社会保障制度ということがはっきり言えると思うのでございます。この財政措置につきましては、交付税が普通交付税におきまして〇・四％今度上がっております。そういうものを充てることによつて、これは処置も可能であらうと考えております。

なお、運営、管理につきましては、この全体の建前が国の共済制度に準ずる建前になっております。従いまし

うものと同一法的適用を受けておった警察、教員、都道府県の組合につきましましては、従来通りいわゆる審議会制度を設けておるわけであります。その他の各団体につきましましては、いわゆる組合会制度を設けまして、御説の通りの民主的運営を期待しておるわけでございます。

なお、納付金とか積立金等について既存のものについてはこれをどうするか、こういうことでございますが、従来の恩給制度は、御承知の通りに、一般会計への納付金でございます。一般会計はそのつど責任をもって支出をやつておつたものでございます。から、これは引き継ぎのいたしようがないわけでありまして、従来共済組合として積み立てておつたものは、これは当然引き継ぎをやるわけでござい

ます。さらに、従来の既得権といふか、資格上生ずべき組合に対する追加費用というものは、将来これは公共団体がこれを負担する建前になっておりますから、今までの納付金を納めておつた人に対する債務関係も明確にいたされることであらうと思つております。

さらに、既得権を十分尊重するかというお話でございますが、期間はなるほど恩給でございますと、十七年が今度二十年になるわけでございますが、これにつきましましては、現在の既得権を持つ

ておる人につきましては、経過規定を設けまして、二十年未満の者でもそれぞれ措置ができるようなことを考え、また支給額等についても相当な配慮をいたしておるわけでございます。統一年金制度でございますから、いわゆる適用除外という考え方は持つておりません。

さらに、積立金の運用につきましても、国家公務員の関係の分は、大蔵省関係の預金部資金にこれを入れることになりまして、大部分の組合員の積立金はその団体に帰属いたしておりまして、いわゆる公務員の福祉と地方公共団体の行政事務の目的に従うようにこれは使用され、かつ安全に主務大臣がこれを監督していく、こういう建前になっておるわけでございます。

地方団体の関連団体の職員、これについて一応適用してはどうかというお話でございます。やはりこの制度がいから適用しろという御趣旨であらうと存じますが、この関連職員は、非常に職種が複雑でございます。今一度きにこれを全部入れるということは困難でございます。しかし私ども、将来の問題として、これは十分検討に値すると存じておりますので、一応施行後、さらに検討を進めて、でき得る限り御趣旨に沿うように努力をいたしたいと思つておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣荒木萬壽夫登壇〕
○国務大臣(荒木萬壽夫) お答え申し上げます。

今度の制度によりまして、減額退職年金の制度は一般的に既得権を侵害するのじゃないかというお尋ねでありましたが、そういうことはないと存じます。特に、その点を、女子の教職員について既得権侵害だというお説でございますが、すでに恩給権が従来の制度で発生しております部分は従前通りでございますので、一般的にも、特にまた女子教職員について既得権侵害などということはないと存じます。もともと減額退職年金は、今までの恩給にかわるものとして若干停止をやめまして、この制度になったわけでござい

りっぱな先生は五十五才まで十分勤められるはずでございます。(拍手)

〔国務大臣福永健司君登壇〕

○国務大臣(福永健司君) 労働者の福祉あるいはそれについての発言権につきましては、御説のごとく、当然私が深い関心を持たなければなりません。地方公務員共済組合の運営については、運営審議会または組合会によって運営されることとされており、その委員または議員は、それぞれ組合員の中から選ばれ、一部の者の利益に偏することのないように、相当の注意を払わなければならぬということになっておりますから、職員ないし労働者の意向はもちろん反映されることになることを考えております。(拍手)

〔国務大臣水田三喜男君登壇〕

○国務大臣(水田三喜男君) これまでのいきさつを説明するようになつてとでございましたので、一応御説明いたします。

地方公務員の共済年金制度につきましては、御承知のように、昭和三十四年の二月に地方制度調査会から答申がございました。それ以後関係省においてずっと検討を進めてきたところでございまして、大蔵省としましては、国家公務員に準じたところの地方公務員の共済年金制度を整備するということが、これは最初から反対ではございませんで、賛成でございました。ただ、予算折衝の過程におきまして、自治

省、文部省、警察庁からは、地方公務員の共済年金制度の実施にあつては、社会保障制度の一環として、国の責任として給付費用の一部及び事務費を負担すべきである、という予算要求が出て参りました。私どもは、これに對して、その責任はひとり国のみで負担すべきではなくて、地方団体とか公共企業体、広く公経済の主体自身もその責任を負担すべきである、という意見を主張して参りました。この主張のために昨年一年この制度が延びたことは、私、非常に申しわけないと思つておりますが、これは先ほどからいろいろ議論が出ておりますように、各種の社会保障制度そのほかを、もう少し統一する必要があると皆さんが言われておるのですから、私も、こういう問題については、建前だけははっきりと統一して、これをくずしてはならない、こういう立場を堅持いたしました。御承知のように、社会保障制度と申しましても、国とか地方とかの直接的な一方的な予算支出によつて行なうことが適当な施策もございまして、同時に保険制度を通じて行なうことが適当な施策もございまして、退職年金制度というものは、まさに保険制度によつて運営するべき策でございまして、もしそうだとしたら、今の一般の現行の社会保障制度がどうなつておるか申しますと、これも御承知のように、国とか地方団体という

公経済の主体が一部を負担する、そして、その残りを、使用者すなわち事業主と被用者すなわち組合員とが折半してこれを負担するというのが現行の各制度の建前になっております。たとえて申しますと、国家公務員共済組合におきましては、公経済の主体としての国が一割を持つ、あとの九割をそれぞれ折半する。従つて、国の負担が五五%、組合員の負担が四五%、こういう割合になっておりますが、このやり方は現行の各種制度に共通してございまして、公企業体三公社の共済組合もこういうふうになってございまして、国家の負担というものはございせん。公経済主体がそれぞれ責任の分担を一〇%する。ただ、厚生年金とか船員保険というふうなものは、全国的に労働者一般とかあるいは船員一般というものを対象とした保険でございまして、公経済を推進する主体というものが国以外にはございせんから、従つて、国が一五%を負担するという制度になっておりますが、そのほかは全部公経済の主体の責任として分担するという建前になっております。従つて、地方団体にございしても、りっぱな公経済の主体でございまして、これが負担することは建前上当然であるという立場を私どもは固執して参りました。ただし、この負担が地方財政についてどういふ影響を及ぼすかというところは考え

なければなりませんので、今度は地方財政計画に計上して、そして財源措置を、これは自治省においても国においても考慮するという建前にいたしました。そのために、さつきからお話がございましたように、地方交付税率を二八・五%から二八・九%に今回引き上げたということも、このことを考えた措置でございまして、何か最近事あるごとに国が負担しないのは筋違いであるというふうなお話がございますが、そうじゃなくて、国が負担することが筋違いであつて、公経済の主体としての地方団体が負担するのが建前上は正しい、ただし、その金が困るといふ場合には、交付税を増額するといふようなことで、最後は国の負担になるかもしれないが、国が金を惜しむのじゃなくて、建前をはつきりさせるということで、私どもは今日までできたこととでございまして、その点は十分御承知願いたいと思ひます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 以上をもつて質疑並びにこれに対する答弁は終わりました。

日程第一 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) これより本日の日程に入ります。

日程第一、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律案を議題といたします。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十七年三月八日

内閣総理大臣 池田 勇人

(目的)

第一条 この法律は、辺地を包括する市町村について、当分の間、当該辺地に係る公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置等を定め、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「辺地」とは、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他のへんびな地域で、住民の数のその他について政令で定める要件に該当しているものをいう。

昭和三十三年三月二十三日 衆議院會議録第二十七号 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律案

五六〇

2 この法律において「公共的施設」とは、次の各号に掲げる施設で、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るための最低限度必要なものをいう。

- 一 電灯用電気供給施設
- 二 道路及び渡船施設
- 三 小学校又は中学校の児童又は生徒の通学を容易にするための自動車、渡船施設又は寄宿舎
- 四 診療施設
- 五 飲用水供給施設
- 六 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設

(総合整備計画の策定等)

第三条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画(以下「総合整備計画」という。)を定め、これを自治大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市町村は、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければならない。

2 総合整備計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 整備を必要とする辺地の事情
- 二 整備しようとする公共的施設
- 三 整備の方法

四 整備に要する経費とその財源

五 前各号に掲げるもののほか、自治省令で定める事項

3 都道府県知事は、第一項の規定により市町村が自治大臣に提出する総合整備計画に関し、当該都道府県が当該市町村に協力して講じようとする措置の計画を定め、これを自治大臣に提出するものとする。

4 自治大臣は、第一項の規定により総合整備計画の提出があつた場合においては、ただちに、その旨を当該総合整備計画について関係がある各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十條第二項の各省各庁の長をいう。)(以下「関係各省各庁の長」という。)に通知しなければならない。この場合において、関係各省各庁の長は、当該総合整備計画についてその意見を自治大臣に申し出ることができる。

5 前四項の規定は、第一項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

(関係各省各庁の長等の協力)

第四条 自治大臣は、総合整備計画に基づく公共的施設の整備に関し

必要がある場合においては、関係各省各庁の長に対し、当該市町村に対する技術的助言その他の協力を求めることができる。

2 自治大臣は、総合整備計画のうち、第二條第二項各号に掲げる施設に関する事業で当該市町村以外の方が経営するものに係る計画が含まれている場合においては、関係各省各庁の長を通じて、これらの者に対し、これらの施設の設置及び経営について当該市町村に対する協力を求めることができる。

(地方債)

第五条 第三條第一項の規定により市町村が自治大臣に提出した総合整備計画に基づいて実施する公共的施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五條第一項各号に規定する経費に該当しないものについて、地方債をもつてその財源とすることができる。

(元利償還金の基準財政需要額への算入)

第六条 総合整備計画に基づいて実施する公共的施設の整備につき当該市町村が必要とする経費の財源に充てるため起した地方債(当

該地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることのできるものを除く。)で、自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の定めるところにより、当該市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(助言及び調査)

第七条 自治大臣は、公共的施設の

総合的、かつ、計画的な整備を促進するために必要があると認める場合においては、辺地を包括する市町村に対し助言し、又はそれらの市町村について調査を行なうことができる。

2 自治大臣は、前項の助言又は調査を都道府県知事に委任して行なわせることができる。

第八条 この法律の実施のための手続その他その施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、次項の規定による改正後の地方交付税法の規定は、昭和三十八年度分の地方交付税から適用する。

2 地方交付税法の一部を次のように改正する。

第十二條第一項の表市町村の項中

八 特定債
償還金 公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金

九 辺地対策事業債
償還金 辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金

一円につき	二五
を	
一円につき	二五
一円につき	五七

に改め、同条第二項の表中

以上、御報告申し上げます。(拍手)

右決議する。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたします。

昭和三十七年三月二十三日 衆議院會議録第二十七号 国民健康保険法の一部を改正する法律案 学校法人紛争の調停等に関する法律案外三案

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第二 国民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第二、国民健康保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

国民健康保険法の一部を改正する法律案

右

昭和三十七年一月二十五日

内閣総理大臣 池田 勇人

国民健康保険法の一部を改正する法律

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第七十条第一号及び第七十三条第一号中「十分の二」を「百分の二十五」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行前に行なわれた療養の給付及びこの法律の施行前に行なわれた療養に係る療養費の支給に要する費用についての国庫の負担及び補助については、なお従前の例による。

理 由

療養の給付及び療養費の支給に要する費用の額についての国庫の負担及び補助の率を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員会理事渡合直蔵君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔渡合直蔵君登壇〕

○渡合直蔵君 ただいま議題となりました国民健康保険法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

国民健康保険は、被保険者の相当部分が、保険料の負担能力の乏しい低所得階層でありますので、その財政基盤は比較的薄弱であり、特に受診率の上昇や医療費の改定等が行なわれた最近の状況にかんがみすれば、この際、国の財政措置を強化して、国民健康保険財政の健全化をはかることが、きわめ

て必要となつておるのでございます。

本改正法案の内容は、以上の理由に基づきまして、療養給付及び療養費の支給に要する費用に対する国庫負担及び補助率を、現行の二割から二割五分に引き上げようとするものであります。

本案は、一月二十五日本委員会に付託され、昨二十二日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

なお、本案に対しましては、三派共同提案の附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第三 学校法人紛争の調停等に関する法律案(内閣提出)

日程第四 義務教育諸学校の児童及び生徒に対する教科書の給与に関する法律案(山中吾郎君外九名提出)

日程第五 教科書法案(山中吾郎君外九名提出)

日程第六 義務教育諸学校の教科用圖書の無償に関する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第三、学校法人紛争の調停等に関する法律案、日程第四、義務教育諸学校の児童及び生徒に対する教科書の給与に関する法律案、日程第五、教科書法案、日程第六、義務教育諸学校の教科用圖書の無償に関する法律案、右四案を一括して議題といたします。

学校法人紛争の調停等に関する法律案

右

昭和三十七年三月八日

内閣総理大臣 池田 勇人

学校法人紛争の調停等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、学校法人紛争が生じ、これにより学校法人の正常な管理及び運営が行なわれなくなり、かつ、そのため当該学校法人が法令の規定に違反するに至つた場合において、当該紛争の処理に関し調停その他の措置を定めることにより、学校法人の正常な管理及び運営を図り、もつて私立学

校における教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校法人」とは、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)第三条に規定する学校法人をいう。

2 この法律において「私立学校」とは、学校法人の設置する学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(当該学校法人が私立学校法第六十四条第二項の規定により各種学校を設置している場合にあつては、当該各種学校を含む)をいう。

3 この法律において「学校法人紛争」とは、学校法人の役員又は評議員の間における当該学校法人の管理及び運営についての紛争をいう。

4 この法律において「当事者」とは、学校法人紛争がある場合における当該紛争に係る役員又は評議員(当該紛争により学校法人の役員又は評議員の地位を失つた者を含む)をいう。

5 この法律において「所轄庁」とは、私立学校法第四条に規定する所轄庁をいう。

(調停の開始)

第三条 所轄庁は、学校法人紛争が生じ、これにより学校法人の正常な管理及び運営が行なわれなくな

り、かつ、そのため当該学校法人が法令の規定に違反するに至つたと認めるときは、当該学校法人紛争の解決のため、当事者の申出により、又は私立学校法第九条第一項に規定する私立学校審議会、同法第十八条第一項に規定する私立大学審議会若しくは学校教育法第七十条の七第一項に規定する高等専門学校審議会（以下「審議会」という。）の建議により若しくはあらかじめ審議会の意見をきき職権をもつて、学校法人紛争調停委員（以下「調停委員」という。）に調停を行なわせることができる。

（調停委員）

第四条 調停委員は、三人以上五人以下とし、事件ごとに、審議会の委員その他の者で学識経験を有するもののうちから所轄庁が任命する。

2 調停委員は、非常勤とする。

（意見の聴取等）

第五条 調停委員は、期日を定めて、当事者に対し、出頭を求めてその意見をきき、又は資料の提出を求めることができる。

（調停成立前の措置）

第六条 調停委員は、調停を行なうについて特に必要があると認めるときは、調停成立前の措置として、当事者又は当該学校法人紛争に係る学校法人に対し、調停の成

立を困難にするおそれがある行為につき、必要な勧告をすることができる。

（合意による調停の成立）

第七条 当事者の全部又は一部の間に合意が成立し、かつ、調停委員がこれを相当と認めて調停書に記載したときは、当該当事者の間に調停が成立したものとす。

（調停案による調停の措置等）

第八条 調停委員は、当事者の全部の間に前条に規定する合意が成立した場合を除き、適当な時期に、調停委員の全員の一致をもつて調停案を作成してこれを当事者に示し、相当と認める期限を附してその受諾を勧告することができる。この場合において、調停案を作成するときは、あらかじめ、当事者に対し、その旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならぬ。

2 調停委員は、前項の勧告をしたときは、理由を附して当該調停案を公表することができる。

3 当事者のすべてが第一項の期限内に調停案を受諾し、かつ、その旨を記載した文書に署名押印してこれを調停委員に提出したときは、当該調停案につき、当事者の間に合意が成立したものとみなし、調停が成立したものとす。

4 第一項の期限内に当事者の一部

が調停案を受諾しなかつた場合においても、当該調停案を受諾した者の間に当該調停案について調停を成立させることが適当であると認めるときは、調停委員は、当該調停を成立させることについて、当該受諾者に対し同意を求めることができる。この場合において、当該受諾者のすべてが同意し、かつ、その旨を記載した文書に署名押印してこれを調停委員に提出したときは、当該調停案につき、当該受諾者の間に合意が成立したものとみなし、調停が成立したものとす。

5 前項前段の規定により調停を成

立させることについて受諾者に対し同意を求める場合において、必要があるとき、調停委員は、調停案を受諾しなかつた者に対し、当該調停案を受諾すべきことを勧告することができる。この場合において、その者が当該調停案を受諾したときは、その者を前項の受諾者とみなして同項の規定を適用する。

6 調停委員は、第一項の規定による調停案を当事者に示した日から相当な期間を経過しても調停が成立するに至らないときは、調停を打ち切ることができる。

（調停成立後の措置）

第九条 所轄庁は、成立した調停の内容の実施について、当該調停に係る当事者若しくは当該学校法人紛争に係る学校法人から報告を求め、又は必要に応じて調査することができる。

2 所轄庁は、当事者が正当な理由がないのに成立した調停の内容を履行せず、又はその内容に違反したと認めるときは、当該当事者に対し、その調停の内容を履行すべきこと、又はその違反行為を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（解職又は辞職の勧告及び解職等）

第十条 当事者が前条第二項の規定による命令に違反した場合において、当該当事者を解職しなければ当該学校法人の正常な管理及び運営を図ることができないと認めるときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、期間を定めて、その期間内に当該当事者を解職すべきことを勧告することができる。第八条第一項の調停案に係る当事者で同条第三項、第四項又は第五項の規定による調停が成立したものと認められなかつた者を解職しなければ当該学校法人の正常な管理及び運営を図ることができないと認めるときも、同様とする。

2 前項の場合において、当該学校

法人が当該勧告に係る措置を実施することができないと認めるときは、所轄庁は、当該学校法人に対する勧告に代えて、直接当該当事者に対し、期間を定めて、その期間内に辞職すべきことを勧告することができる。

3 所轄庁は、前二項の勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に係る者に対して弁明の機会を与えるために通知するともに、審議会の意見をきかなければならない。この場合において、当該勧告に係る者又はその代理人は、所轄庁に対して弁明すること

4 第一項の勧告に係る当事者が同項に規定する期間内に解職されない場合又は第二項の勧告に係る当事者が同項に規定する期間内に辞職しない場合において、当該学校法人の正常な管理及び運営を図るため他に方法がないと認めるときは、所轄庁は、当該勧告に係る者を解職し、かつ、解職した者の後任者の選任について、当該学校法人に対し、必要な指示をすることができる。この場合において、解職された者が私立学校法第三十八条第一項第一号に掲げる校長であるときは、その者は、同時に校長の職を失うものとする。

昭和三十七年三月二十三日 衆議院會議録第二十七号 学校法人紛争の調停等に関する法律案外三案

(所轄庁の資料提出要求等)

第十一条 所轄庁は、第三条の規定により調停を行なわせることについて必要があると認めるときは、学校法人紛争に係る学校法人又はその役員若しくは評議員に対し、必要な資料の提出を求め、及び当該学校法人の帳簿書類その他必要な物件を調査することが出来る。

(各種学校の設置のみを目的とする法人に関する準用規定)

第十二条 この法律の規定は、私立学校法第六十四条第四項の法人について準用する。

(政令への委任)

第十三条 この法律に規定するもののほか、調停委員、調停手続その他この法律の実施について必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
(この法律の施行の日前に生じた学校法人紛争に対する適用)

2 この法律は、この法律の施行の日前に生じた学校法人紛争で、この法律施行の日以後引き続き継続しているものについても、適用があるものとする。

(文部省設置法の一部改正)

3 文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「国立の学校その他の機関(第十四条第二十七条)」を「国立の学校その他の機関(第十四条第二十七条の二)」に改める。
第五十条第十七条の次に次の一号を加える。

十七の二 学校法人紛争の処理のため必要な措置を行なうこと。

第十二条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 文部大臣がその所轄庁である学校法人についての学校法人紛争の処理のため必要な措置を行なうこと。

第十三条第一項第四号中「審議会等」の下に並びに第二十七条の二に掲げる学校法人紛争調停委員を加える。

第十四条中「及び第二十七条」を「第二十七条及び第二十七条の二」に改める。

第二十七条第一項の表の下欄中「私立学校法」を「私立学校法(昭和二十四年法律第二十七号)及び学校法人紛争の調停等に関する法律(昭和三十七年法律第 号)」に改める。

第二章第二節中第二十七条の次に次の一号を加える。

(学校法人紛争調停委員)

第二十七条の二 本省に学校法人紛争調停委員を置く。

2 学校法人紛争調停委員の権限、任命その他の事項については、学校法人紛争の調停等に関する法律の定めるところによる。

(この法律の有効期限)

4 この法律は、この法律の施行の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失う。ただし、この法律が効力を失う日前に成立した調停及び当該調停に係るこの法律の規定によるその他の措置に関しては、当該二年を経過した日以後も、なおその効力を有する。

理 由

学校法人の正常な管理及び運営を図り、もつて私立学校における教育の円滑な実施に資するため、学校法人紛争が生じ、これにより学校法人の正常な管理及び運営が行なわれなくなり、かつ、そのため当該学校法人が法令の規定に違反するに至つた場合における当該紛争の処理に関し調停その他の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

義務教育諸学校の児童及び生徒に対する教科書の給与に関する法律案

右の議案を提出する。

昭和三十七年二月十六日

提出者

山中 吾郎 小林 信一
村山 喜一 三木 喜夫
井伊 誠一 杉山元治郎
加藤 勘十 前田榮之助
高津 正道 松前 重義
賛成者
安宅 常彦外百三十二名

義務教育諸学校の児童及び生徒に対する教科書の給与に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法に定める義務教育無償の原則にのっとり、国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒に教科書を給与し、並びに私立の義務教育諸学校の児童及び生徒に教科書を給与する経費につき国が補助し、もつて義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校及び中学校並びに盲学校、聾

学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。

2 この法律で「児童」とは、学校教育法第二十三条に規定する学齢児童をいい、「生徒」とは、同法第三十九条第二項に規定する学齢生徒をいう。

(教科書の給与)

第三条 国及び地方公共団体は、その設置する義務教育諸学校の児童及び生徒に対し、当該義務教育諸学校において使用する教科書を、各学年(二以上の学年を通じて一種類の教科書を使用する教科)にあつては、当該二以上の学年)ごとに、各教科につき一種類(政令で定める教科)については、政令で定める二以上の種類)ずつ給与する。

2 前項の教科書の給与は、義務教育諸学校の校長を通じて行なうものとする。

(国の負担)

第四条 国は、地方公共団体の設置する義務教育諸学校の児童及び生徒に係る前条第一項の教科書の給与に要する経費の全部を負担する。

(特別区に関する特例)

第五条 特別区の設置する義務教育諸学校は、この法律の適用については、都が設置しているものとみなす。

第二章 教科書委員会

(設置)

第三条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の規定に基づいて、文部省の外局として、教科書委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の委員は、独立してその職権を行なう。

(所掌事務)

第四条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 教科書の種目を定めること。
- 二 教科書の検定の基準を定めること。

- 三 教科書の検定を行なうこと。
- 四 教科書の発行及び供給の規制に関する事務を行なうこと。

- 五 その他法律(これに基づく命令を含む。)の定めるところにより委員会の権限に属せられた事項を実施すること。

(組織)

第五条 委員会は、委員五人で組織する。

(委員の任命)

第六条 委員は、教育、学術又は文化に関し広くかつ高い識見を有する者の中から、文部大臣が両議院の同意を得て任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議

院の同意を得ることができないときは、文部大臣は、前項の規定にかかわらず、委員を任命することができ。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の承認を得られないときは、文部大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

- 一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者

5 委員は、そのうち三人以上が同一の政党に属することとなつてはならない。

(委員の任期)

第七条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができ。

(委員の失職及び罷免)

第八条 委員は、第六条第四項各号の一に該当するに至つたときは、その職を失う。

2 文部大臣は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるときは、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両

議院の同意を得て、これを罷免することができる。

3 文部大臣は、両議院の同意を得て、次に掲げる委員を罷免しなければならない。

- 一 委員のうち何人も所属していなかつた同一の政党に新たに三人以上の委員が所属するに至つた場合においては、これらの者のうち二人をこえる員数の委員
- 二 委員のうち一人がすでに所属している政党に新たに二人以上の委員が所属するに至つた場合においては、これらの者のうち一人をこえる員数の委員

4 文部大臣は、委員のうち二人がすでに所属している政党に新たに所属するに至つた委員を直ちに罷免しなければならない。

(委員長)

第九条 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に故障がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(会議)

第十条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に故障がある場合においては、前条第三項に規定する委員長を代理する者は、委員長の職務を行なうものとし、第二項の規定の適用については、委員長である者とみなす。

(委員の勤務及び給与)

第十一条 委員長である委員以外の委員は、非常勤とする。

2 委員の給与は、別に法律で定める。

(委員の服務)

第十二条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

第十三条 委員長である委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

- 一 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。
- 二 文部大臣の許可を受けた場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行なうこと。

2 委員長である委員以外の委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。

(規則制定権)

第十四条 委員会は、法律(これに基づく命令を含む。)で特に定める場合を除くほか、その権限に属する事項を執行するため必要な手続について、教科書委員会規則(以下「委員会規則」という。)を定めることができる。

(専門調査委員会)

第十五条 委員会の附属機関として、専門調査委員会を置く。

2 専門調査委員会は、委員会の諮問に応じて教科書の検定等に関する専門的事項を調査審議する。

3 専門調査委員会の所掌する事項を分掌させるため、専門調査委員会に分科会を置く。

4 専門調査委員会は、非常勤とする。

5 専門調査委員会及びその分科会の組織及び運営並びに専門調査委員については、政令で定める。

(事務局)

第十六条 委員会に、その所掌事務を処理させるため、事務局を置く。

2 委員会の事務局に、事務局長、次長、調査員その他の職員を置く。

(職員)

第十七条 委員会に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に關する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の定めるところによる。

(定員)

第十八条 委員会に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第三章 検定

(検定)

第十九条 教科書の検定は、発行者又は著作権者の申請により、委員会が行なう。

(検定の基準)

第二十条 教科書の検定は、委員会の定める検定の基準に基づいて行なわれなければならない。

2 検定の基準は、教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)の精神にのっとり、学校教育法に定める学校教育の目標の達成に資することを旨として定めなければならない。

3 委員会は、検定の基準を定めたときは、これを告示しなければならない。

(検定の申請)

第二十一条 検定を受けようとする者は、委員会規則の定めるところにより、必要な書類を添えて、申請書を委員会に提出しなければならない。

2 検定を申請する者は、政令の定めるところにより、検定手数料を納めなければならない。

(検定の手続及び決定)

第二十二条 検定は、原稿の審査、校正刷りの審査及び見本の審査の三段階によつて行なう。

2 委員会は、検定の申請に係る図書について、合格又は不合格の決定をし、その旨を直ちに申請者に通知しなければならない。

3 委員会は、軽微な修正を行なうことにより検定に合格する見込みがあると認められる図書については、検定の申請をした者に理由を明示してその旨を通知し、その修正をまつて前項の決定をすることができ。

(不合格に關する理由書の交付及び異議の申立て)

第二十三条 前条第二項の不合格の決定の通知があつた日から十五日以内に当該不合格の決定を受けた者から請求があつたときは、委員会は、その者に不合格の理由の要旨を記載した書面を交付しなければならない。

2 前項の場合において、当該書面の交付を受けた者は、その理由に不服があるときは、委員会に対し、当該書面の交付を受けた日から十五日以内に、理由を附して、当該不合格の決定につき異議を申し立てることができる。

3 委員会は、前項の異議の申立てを受理したときは、すみやかに、当該異議につき決定をしなければならない。この場合において、当該異議の申立てに理由があると認めるときは、先にした不合格の決定を取り消して合格の決定をし、その旨を直ちに当該異議を申し立てた者に通知しなければならない。

(検定の有効期間)

第二十四条 合格の検定の有効期間は、次の区分に従い、検定の日からそれぞれ当該各号に掲げる日までの間とする。

一 一月一日から四月三十日まで
の間に検定があつたときは、その翌年の四月一日から起算して六年の期間が満了する日

二 五月一日から十二月三十一日までの間に検定があつたときは、その翌翌年の四月一日から起算して六年の期間が満了する日

(検定の失効)

第二十五条 委員会は、教科書の種目又は検定の基準の変更により、従前の種目又は検定の基準による教科書を使用することが適当でないことを認めるときは、年度を定め、その年度以降それらの教科書の合格の検定の効力を失わせることができる。

(教科書の修正)

第二十六条 委員会は、次の各号に掲げる場合には、当該教科書の発行者に対し、委員会規則の定めるところにより、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

一 誤記、誤植及び明白に誤つてゐる事実の記載があることを発見したとき。
二 客觀的事實の変更に伴い明白に誤りとなつた事実の記載があることを発見したとき。

2 発行者は、前項各号に規定する事実の記載があることを発見したときは、委員会の承認を受けて、必要な措置をとることができる。

第四章 採択

(教科書目録)

第二十七条 委員会は、毎年、検定に合格した教科書で翌年度使用の教科書として発行者から発行の申出があつたものについて、種目、書名、使用学年その他委員会規則で定める事項を記載した教科書目録を作成し、これを都道府県の教育委員会に送付しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による教科書目録の送付を受けたときは、市(特別区を含む。以下同じ)町村の教育委員会を経

由して、これを当該都道府県内の各学校に配布しなければならない。

(教科書展示施設)

第二十八条 都道府県は、教科書の採択及び教科書内容の研究に資するため、委員会の定める基準に従い、教科書展示施設を設置しなければならない。

2 前項の基準は、おおむね、市又は郡の区域ごとに二又は三の教科書展示施設が設けられるように定めなければならない。

3 国は、都道府県に対し、政令の定めるところにより、教科書展示施設の設置及び運営に要する経費につき、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

(採択)

第二十九条 教科書の採択は、教育職員が自らの責任において行なうべきものであつて、学校の校長が教科の教授を担当する教員の意見をとりまとめて行なう。

2 教科書の採択は、教科書目録に記載された教科書のうちから行なわれなければならない。

3 教科書の採択にあつては、教育上考慮すべき自然的、経済的、文化的諸条件を勘案し、おおむね市若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域内の市町村立

の小学校及び中学校においては同種類の教科書が採択されるように努めなければならない。

(採択の届出)

第三十条 国立、都道府県立又は私立の学校の校長は、都道府県の教育委員会に、市町村立の学校の校長は、市町村の教育委員会を経由して都道府県の教育委員会に、委員会規則の定めるところにより、採択した教科書の書名、予定使用部数その他の事項を届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、委員会規則の定めるところにより、前項の届出に基づき、当該都道府県内の各学校で採択された教科書の書名及び予定使用部数を委員会に報告しなければならない。

(採択の変更)

第三十一条 学校の校長は、採択した教科書の発行が行なわれないことになった場合には、すみやかに採択の変更をしなければならない。

第五章 発行及び供給

(発行の指示)

第三十二条 委員会は、第三十条第二項の規定による報告に基づき、発行者に対し、発行すべき教科書の書名、予定使用部数その他の必要な事項を明らかにし、かつ、価

格の最高限度を示して、教科書の発行を指示しなければならない。

2 前項の価格の最高限度は、製造原価及び物価その他の経済事情を参しやくして、適正に定められなければならない。

(発行及び供給の義務)

第三十三条 前条の規定による指示を受けた発行者は、当該指示に係る教科書を発行し、かつ、各学校に供給する義務を負う。ただし、当該指示に係る予定使用部数が著しく少ないことその他の特別の事情により発行を行なうことが著しく困難な場合であつて、委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 発行者は、当該発行の指示に係る教科書について、常に需要及び発行の状況を明らかにしておくとともに、相当数の予備の教科書を備え、児童又は生徒の転校、被災等による特別の需要に迅速に応ずるための措置を講じておかなければならない。

(発行保証金の供託)

第三十四条 第三十二条の規定による発行の指示を受けた発行者は、前条第一項ただし書の規定により発行の義務を負わない場合を除き、当該指示を受けた日から二十日以内に、政令の定めるところに

より、委員会規則で定める発行保証金を供託しなければならない。

2 前項の発行保証金の額は、発行の指示に係る教科書の定価及び予定使用部数を基礎として算定する。

3 発行保証金は、これに相当する額面金額の国債その他の政令で定める有価証券をもつて充てることができる。

4 発行者は、次の各号に掲げる場合には、第三十八条第二項の規定により国庫に帰属したものを除き、発行保証金を取り戻すことができる。

一 前条の義務を履行したことが委員会により確認されたとき。
二 供託の日から一年六箇月を経過したとき。

(教科書の表示)

第三十五条 発行者は、検定に合格した教科書を発行する場合には、

委員会規則の定めるところにより、委員会が行なう検定に合格した旨及び種目、書名、定価、使用学年その他の事項を表示しなければならない。

2 発行者は、検定に合格した教科書でない図書に委員会が行なう検定に合格した旨を表示して、これを発行してはならない。

(教科書の定価)

第三十六条 発行者は、第三十二条第一項に規定する価格の最高限度をこえて、教科書の定価を定めてはならない。

2 教科書は、委員会規則で定める場合その他正当な理由がある場合を除き、定価以外の価格で販売してはならない。

(報告及び立入検査)

第三十七条 委員会は、この法律の実施のため必要があると認めるときは、発行者に対し、教科書の発行又は供給に関し、報告をさせることができる。

2 委員会は、この法律の実施のため必要があると認めるときは、その職員に、発行者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、教科書の発行又は供給の状況に関し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に対し質問をさせることができる。

3 委員会は、発行者に対する第一項の権限又は発行者若しくは関係者に対する前項の権限を都道府県の教育委員会に委任することができる。

4 第二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

5 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(法令違反に対する措置)

第三十八条 委員会は、発行者がこの法律又はこれに基づく命令に違反すると認めるときは、発行者に対し、その違反行為をやめるべき旨又は義務の履行若しくは違反行為の是正のため必要な事項を示してこれを行なうべき旨を命ずることができる。

2 委員会は、発行者がこの法律又はこれに基づく命令に違反した場合において、前項の規定による措置によつては十分な結果が得られないと認めるとき、又は発行者が同項の規定による措置に従わないときは、教科書の発行の停止を命じ、発行保証金の全部若しくは一部を国庫に帰属させ、又は第二十七条の申出に係る教科書の全部若しくは一部を教科書目録に記載しないこととすることができる。

3 委員会は、前項の規定により処分を行なうときは、あらかじめ、発行者に意見を陳述する機会を与えなければならない。

第六章 雑則

(職業教育用教科書等に関する特例)

第三十九条 高等学校において使用する職業に関する教科の教科書、

育学校、養護学校若しくは養護学校又は小学校、中学校若しくは高等学校の特殊学級において使用する教科書及び中学校又は高等学校が行なう通信教育において使用する教科書に關し、この法律の特例を必要とする事項については、政令で特別の定めをすることが出来る。
(政令への委任)

第四十条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第七章 罰則

第四十一条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第三十五条第二項の規定に違反した者

二 第三十八条第二項の規定による教科書の発行の停止の命令に違反して、教科書を発行した者

第四十二条 次の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一 第三十六条第二項の規定に違反した者

二 第三十七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第三十七条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者

第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律中第二章並びに附則第三項から附則第六項まで及び附則第十二項から附則第十四項までの規定は公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から、その他の規定は昭和三十一年四月一日から施行する。

(教科書の発行に關する臨時措置法等の廃止)

2 次に掲げる法律は、廃止する。

教科書の発行に關する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)

文部省著作教科書の出版權等に關する法律(昭和二十四年法律第百四十九号)

3 この法律の施行後最初に任命される委員会の委員の任期は、第七條第一項の規定にかかわらず、一

人については一年、二人については二年、三人については三年とする。

4 前項に規定する各委員の任期は、くじで定める。

5 この法律の施行後最初に任命される委員会の委員の任命については、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができない場合においては、第六條第二項及び第三項の規定を準用する。

(最初の会議の招集)

6 この法律の施行後の最初の委員会の会議は、第十條第一項の規定にかかわらず、文部大臣がこれを招集する。

(経過規定)

7 附則第十項の規定による改正前の学校教育法第二十一条第一項(同法第四十條、第五十一条及び第七十六條において準用する場合を含む。)の規定による文部大臣の検定を経た教科用図書及び文部大臣において著作權を有する教科用図書は、昭和四十一年三月三十一日までは、この法律に規定する教科書とみなす。

8 昭和三十一年年度に使用される教科書の採択、発行及び供給に關しては、なお、従前の例による。

9 附則第三項から前項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

10 学校教育法の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「文部大臣の検定を経た教科用図書又は文部大臣において著作權を有する教科用図書」を「教科書委員會の検定を経た教科書」に改め、同条第二項中「教科用図書」を「教科書」に改める。

第百七條中「教科用図書」を「教科書」に改める。

(地方自治法の一部改正)

11 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百八十一条第二項第一号中「教科用図書の採択」を削る。

別表第一第二十九号の三中「教科用図書」を「教科書」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二十九の四 教科書法(昭和三十一年法律第 号)の定めるところにより、教科書展示施設を設置すること。

別表第三第二号(四)を次のように改める。

(四) 教科書法の定めるところにより、教科書目録を都道府県内の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校

及び養護学校に配布し、これらの学校の採択に基づく届出を取りまとめ、その結果を教科書委員會に報告すること。

別表第四第三号(四)を次のように改める。

(四) 教科書法の定めるところにより、教科書目録の配布及び教科書の採択の届出に關する事務を行なうこと。

(国家行政組織法の一部改正)

12 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一の文部省の項中「文化財保護委員會」を「教科書委員會文化財保護委員會」に改める。

(文部省設置法の一部改正)

13 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第十二号の二中「教科用図書」を「教科書」に改め、同条同号の次に次の一号を加える。

十二の三 教科書の発行及び供給の規制に關する事務を行なうこと。

昭和三十七年三月二十三日 衆議院會議録第二十七号 学校法人紛争の調停等に関する法律案外三案

五七〇

第八条第十三号の二を削る。
第八条第十四号を次のように改める。

十四 初等中等教育において用いる教科書以外の図書で教授上用いられるものの発行に関する事。

第二十七条第一項の表中教科用図書検定調査審議会の項を削る。

第二十八条中「文化財保護委員会」を「教科書委員会文化財保護委員会」に改める。

第二十八条の次に次の一条を加える。

(教科書委員会)

第二十八条の二 教科書委員会の組織、所掌事務及び権限は、教科書法(昭和三十七年法律第...号)の定めるところによる。

第三十一条本文中「秘書官」の下に「教科書委員会の委員長である委員」を加え、同条の表中「七四、二七人」を「七四、一六五人」に改め、本省の項の次に「教科書委員会」七

二人」を加える。

附則第七項及び附則第八項を次のように改める。

7及び8 削除
(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

14 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十

二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三 教科書委員会委員長

第一条第二十三号の次に次の一号を加える。

二十三の二 教科書委員会委員

別表第一中「文化財保護委員会委員長」を「教科書委員会委員長文化財保護委員会委員

員長」に改める。

(産業教育振興法の一部改正)

15 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次及び本則中「教科用図書」を「教科書」に改める。

(高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正)

16 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の一部を次のよう

に改正する。

第四条の見出し及び同条中「教科用図書」を「教科書」に改める。

(盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部改正)

17 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律(昭和二十

十九年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「教科用図書」を「教科書」に改める。

(就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律の一部改正)

18 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和三十一年法律第四十号)の一部を次のように改正す

る。

本則中「教科用図書」を「教科書」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

19 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十条中「公民館」を「公民館、教科書展示施設」に改める。

理由

教科書が適正に検定され、教育職員自らの責任において採択され、かつ、確実に発行、供給されることを確保するため、教科書委員会を設置するとともに、教科書の検定、採択、発行及び供給に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費は、約二百万円の見込みである。

義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十七年二月二十一日
内閣総理大臣 池田 勇人

義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律

(題旨)

第一条 義務教育諸学校の教科用図書は、無償とする。

2 前項に規定する措置に関し必要な事項は、別に法律で定める。

(調査会)

第二条 前条第一項に規定する義務教育諸学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する

小学校、中学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。)の教科用図書を無償とする措置につき調査審議するため、文部省に、臨時義務教育教科用図書無償制度調査会(以下「調査会」という。)を置く。

2 調査会は、文部大臣の諮問に応じて義務教育諸学校において使用

する教科用図書を無償とする措置に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を文部大臣に建議する。

3 調査会は、委員二十人以内で組織し、委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、文部大臣が任命する。

4 調査会は、第二項の規定により文部大臣から諮問のあつた事項のうち昭和三十一年度の予算の執行及び昭和三十一年年度の予算の作成に関係のある部分については、その調査審議の結果を昭和三十一年十一月三十日まで文部大臣に答申しなければならない。

5 この法律に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 第一条第一項に規定する措置で昭和三十一年度の予算の執行に係るものを実施するため必要な事項については、同条第二項の規定にかかわらず、政令の定めるところによることとする。

3 文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 第一条第一項に規定する措置で昭和三十一年度の予算の執行に係るものを実施するため必要な事項については、同条第二項の規定にかかわらず、政令の定めるところによることとする。

3 文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第一項の表中

教科用図書検定調査審議会

臨時義務教育教科用図書無償制度調査会

教科用図書検定調査審議会
を調査し、及び教科用図書に関する重要事項を調査審議すること。

教科用図書検定調査審議会
を調査し、及び教科用図書に関する重要事項を調査審議すること。
臨時義務教育教科用図書無償制度調査会
を調査し、及び教科用図書に関する重要事項を調査審議すること。
義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律(昭和三十一年法律第...号)に基づき、文部大臣の諮問に應じて義務教育諸学校(学校教育法に規定する小学校、中学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。)において使用する教科用図書を無償とする措置に関する重要事項を調査審議し、及びこれに關し必要と認める事項を文部大臣に建議すること。

改める。

4 第二条の規定は、昭和三十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

理由

義務教育諸学校の教科用図書は無償とし、その措置に關して必要な事項は別に法律で定めることとする。とともに、その措置につき調査審議するため、文部省に、臨時義務教育教科用図書無償制度調査会を置くこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。文教委員長櫻内義雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔櫻内義雄君登壇〕

○櫻内義雄君 たいい、議題となりました学校法人紛争の調停等に関する法

律案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の目的は、私学の管理、運営について、その正常円滑を期するためのものでありまして、その要旨は、第一に、学校法人に対する解散命令に至る前の救済措置として、学校法人の役員または評議員間の紛争を公正迅速に解決するため、新たに調停制度を設けることである。第二に、調停委員は各事件ごとに、文部大臣が学識経験者の中からこれを任命することである。第三に、高等学校以下の学校のみを經營する学校法人については、この権限を知事のものといたしております。

第三に、文部大臣または知事は、成立した調停を履行せず、その是正命令に従わない者、あるいは調停の成立しない者について、当該学校法人の正常な管理、運営ができないと認められる場合、審議会の意見を聞いて後、職権をもって当事者の解職または辞職の勧告をすることができると。第四に、文部大臣または知事は、右の勧告に應ずる、当該学校法人の正常な管理、運営をはかるために方法がないと認めるときは、その者を職権により解職し、さらに後任者の選任について当該学校法人に對し必要な指示をすることができると。第五に、この法律は、公布の日から一カ月をこえない範囲内において政令で定める日から施行し、有効期限は二年とすることであり

この措置に關する必要事項は、別に法律で定めるとし、第二には、無償措置につき調査、審議するため、文部省に諮問、建議の機關として、臨時義務教育教科用図書無償制度調査会を置き、その委員は、学識経験者及び関係行政機關の職員のうちから文部大臣が任命することとしております。第三には、この調査会は、文部大臣から諮問された事項のうち、昭和三十一年度の予算執行及び昭和三十一年年度の予算作成に關係するものについては、本年十一月三十日までを答申することと定め、第四には、無償措置のうち、本年度の予算執行にかかるとを實施するための必要事項は法律を待たず政令によることができるとし、最後に、この法律は、本年四月一日から施行し、調査会に關する規定は、明年三月三十一日限りその効力を失うこと等を規定しております。

去る三月八日文教委員会に付託となり、九日提案理由の説明を聴取、自來慎重審議を重ねました結果、三月二十二日、本案に對する質疑を終了、討論を省略して直ちに採決の結果、起立多数をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、内閣提出の義務教育諸学校の教科用図書の無償に關する法律案及び山中吾郎君外九名提出の教科書法案並びに義務教育諸学校の児童及び生徒に對する教科書の給与に關する法律案につきまして、文教委員会における審議の経過とその結果とを御報告申し上げます。

内閣提出法案の要点の第一は、義務教育諸学校の教科用図書を無償とし、

この措置に關する必要事項は、別に法律で定めるとし、第二には、無償措置につき調査、審議するため、文部省に諮問、建議の機關として、臨時義務教育教科用図書無償制度調査会を置き、その委員は、学識経験者及び関係行政機關の職員のうちから文部大臣が任命することとしております。第三には、この調査会は、文部大臣から諮問された事項のうち、昭和三十一年度の予算執行及び昭和三十一年年度の予算作成に關係するものについては、本年十一月三十日までを答申することと定め、第四には、無償措置のうち、本年度の予算執行にかかるとを實施するための必要事項は法律を待たず政令によることができるとし、最後に、この法律は、本年四月一日から施行し、調査会に關する規定は、明年三月三十一日限りその効力を失うこと等を規定しております。

山中吾郎君外九名提出の二法律案を一括してその要点を申し上げますと、第一は、文部省の外局として、教科書行政の全般をつかさどる教科書委員会を設置するとともに、検定、採択、発行及び供給等に関し必要事項を定め、特に採択は、学校長が教科担当教員の意見を聞いて行なうこと等を規定しております。第二は、国、公立の義務教育諸学校の児童、生徒に對し、教科書を給与し、国はこれに要する経費の全部を負担し、私立学校には

予算の範囲内で補助することができるよう規定しております。

以上の三法案は、去る二月二十三日当委員会に付託せられ、同月二十八日政府及び山中吾郎君から、それぞれ提案理由の説明を聴取し、以来三法案は一括して審議されたのであります。

御承知のように、この三法案は、ともに教科書の重要性を尊重して立案せられた点において一致するものでありまして、数多くの問題を含んであるものでありますから、審議はきわめて慎重かつ熱心に行なわれ、特に昭和二十六、七年度の教科書無償給与制度が中絶された先例に於いて予想される諸問題、また教科書固定化の危惧、採択権の所在とこれに關連する不正取引、さらにまた調査会への諮問事項及び方法、第二十四回国会の教科書法案不成立後における教科書行政の性格等の細部にわたつても活発に論議されたのであります。それらの詳細については会議録によつて御承知を願ひたいと存じます。

かくて、三月二十二日に至り三法案に對する質疑を終了し、続いて山中吾郎君外九名提出の三法案に對し、国会法の規定により内閣の意見を聴取しましたところ、文部大臣から賛意を表しがたい旨の答弁がありました。次いで討論に入り、自由民主党を代表して八木徹雄君から、内閣提出法案に對して賛成、山中吾郎君外九名提出の二法案に

昭和三十三年三月二十三日 衆議院會議録第二十七号 学校法人紛争の調停等に関する法律案外三案

五七二

対して反対、日本社会党を代表して山中吾郎君から、内閣提出法案に対して反対、社会党提出の二法案に対して賛成、民主社会党を代表して鈴木義男君から、三法案のすべてに対して反対の討論があり、採決の結果、社会党提出の二法案は起立少数をもってこれを否決し、内閣提出法案は起立多数をもってこれを原案通り可決いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) ただいま議題となつております四つの法案のうち、日程第四、第五、第六、すなわち、教科書関係の案につき討論の通告がありましますから、順次これを許します。上村千一郎君。

〔上村千一郎君登壇〕

○上村千一郎君 私は、自由民主党を代表いたしました。ただいま議題となりました三法案中、政府原案に賛成、社会党二法案に対して反対の討論を行ないたいと思ふのでございます。(拍手)

わが憲法第二十六条第二項は、「義務教育は、これを無償とする。」と規定し、文化国家の教育原則を高く打ち立てておるのであります。政府並びにわが党は、常にこの神聖な義務教育無償の理想を、いかにして広範囲に具現するかに努力して参つたことは、昭和二十六年に入学者の児童に対する教科用図書給付に關する法律、及び昭和二十七年における、新たに入学する

児童に対する教科用図書の給付に關する法律、並びに現在施行されております、就学困難な児童及び生徒のための教科用図書及び修学旅行費の給付に對する国の補助に關する法律など、一連の法律制定の過程に照らしましてもきわめて明白であります。

まず政府は、敗戦後のわが国の經濟復興に際し、憲法の義務教育無償の理想の具現の試みとして、市町村が昭和二十六年に市町村立の小学校に入学する児童に對して、国語、算数の教科書を給与する場合、その経費の二分の一を都道府県が、都道府県立の盲学校及びろう学校の小学部に入学する児童に對しても、その経費の二分の一をそれぞれ補助するようにし、翌年さらにその施策を一步前進させ、新たに入学する児童のすべてに對し、一部の教科書を国が給与することにいたしましたのであります。また、当時わが国の經濟力が、この政策遂行の負担にあたらず、一面全児童を対象とする社会保障の角度から、現行の就学困難な児童及び生徒のための教科書無償制度に発展したことは、皆様のつとに御承知の通りであります。

元來、義務教育無償の理想は、対社会保障の角度のみに満足すべきものではありません。同じ机を並べて學んでゐる子供たちが、その家の貧しさのために教科書の無償給受を受け、その家が富めるがゆえに、その子供に何か優

越感を感じさせるがごときことがもしあるとすれば、教育の本質をこれほど没却するものはありません。子供らの親といたしまして、また耐えられないことでありましょう。貧しき家庭にも富める家庭にも、教育のかてともいふべき教科書を国が無償で配布してこそ、教育の趣旨に沿ひ、これを通じ、児童、生徒に社会、国家の構成者たる自覚を植えつけさせることもできるものであります。そのことは、子供を持つ親の切なる願ひであり、国民の願望であります。さればこそ、わが党が憲法の義務教育無償の理想達成の具現化として、教科書無償の法案準備のことが世に判明するや、あけて国民がこれを歓迎したことは、当時の新聞紙の諸論調を見れば、容易にわかることでありましょう。(拍手)

かくして、政府は、本法案を提出し、これが国民の期待にこたえんとしたものであり、義務教育がわが国の教育の根幹であり、わが国の将来はその振興のいかんにかかっていることを思ひますとき、本法案はわが国教育史上画期的な意義を有するものとして、ここに心から賛意と敬意を表するものであります。(拍手)

元來、義務教育は、国が国民に教育を受けることを義務として課している教育でありますので、これがために特に国民に負担をかけることは、その本來の精神に反し、国として無償の措置

を講ずることは、一つの責務とも存するものであります。この観点からすれば、政府の今回の措置はむしろおそきに過ぎるものとの批判もないではありませんが、しかし、莫大な予算措置を必要とする本件措置のごときは、その実施せんとするときの国の經濟力、財政力を考え、また、他の重要施策の施行との調和をも考えなければならぬのは当然であります。(拍手)また、本法案が重要性を持てば持つほど、これが実施に際しましては、慎重な調査検討が必要であります。本法案が、第一条に教科書無償の方針を確立、明言し、同条第二項に、特にその無償措置に關しての必要な事項に別途立法措置を講ずることとしたことは、きわめて適切なものといわねばなりません。

図してゐるのではないかという点であるかと思ふのであります。

しかし、憲法第二十六条第二項は、「義務教育は、これを無償とする。」と規定するにすぎず、その範圍、内容は、法律の制定によつて具体化するより方法がございせん。だから、それが具体化の第一歩として、教育基本法第四条第二項は、「国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。」と規定し、また本法案は、教科書無償配布にその範圍を拡大し、「義務教育諸学校の教科用図書は、無償とする。」と規定したものであり、このようにして、憲法の大理想は着々と推し進めていかれるものと存じます。しかし、その実施にあたりましては、その方法、手續、発行、供給のあり方等につきましても、それが国民のとうとい血税にたよります以上は、慎重が上にも慎重を期し、十分にこれが検討を加える必要のあることは、論議の余地がないのであります。その意味におきまして、文部大臣の諮問機關として、臨時義務教育教科用図書無償制度調査会を設置し、無償の実施に必要な事項は、調査審議の結果を待ち、別途立法措置を講ずることとしたことは、きわめて民主的で、周到な措置と言へるのであります。(拍手)

なおまた、政府原案は、第一条において無償を宣明し、明年四月小学校第

翻つて、本法案の委員会の審議を通じて、これに對する反対の論旨を検討してみますと、大体二つに要約できると思ひます。

まず、第一といたしましては、政府は本気で教科書無償を考えているのであらうか、本法案の題名は教科書無償法案となつてはいるものの、実は調査会設置法案ではないかという点であります。第二は、政府は、義務教育諸学校における教科書の無償給付を企図するとともに、これに便乗して教科書の国定化を期待し、教育の國家統制を意

一学年に入學する児童に対する費用を
ただいま審議中の三十七年度予算に計
上し、本法案第二条第四項において、

三十七年度予算の執行及び三十八年度
予算作成に關係ある部分について、三
十七年十一月三十日まで回答しなけ
ればならないとし、附則第二項におい
て、昭和三十一年度予算の執行にかか

るものを実施するために必要な事項
は、政令でこれを定めることができる
旨を規定し、これが無償実施の熱意を
披瀝してあるであります。これは、

現実現金を提供してその債務を履行
せんとする態度に似ており、これほど
確実な誠意がございましょうか。これ
をもし疑うならば、世の中に信するこ

とのできるものは何一つないのではな
いかと思ふ次第であります。(拍手)
さらにまた、教科書の固定化をね

らつてゐる法案でないことは、この法
案審議の全過程を通じて明白であり
ます。現在、教科書の検定は、憲法に
基づき、多数の専門家の意見を総合し

た学習指導要領に基づいて行なわれて
いるものであり、全く教科書を固定化
する意思もなければ、その余地もない
のであります。

より出たるものか、そのいずれかと断
ぜざるを得ないのであります。

次に、社会党提案の教科書法案並び
に義務教育諸学校の児童及び生徒に對
する教科書の給与に關する法律案につ
いて、反対せざるを得ない理由を端的
に申し上げたいと思ひます。

まず、教科書法案に對してでありま
すが、この法案は、文部省の外局として
教科書委員会を設置し、教科書の検定
等に關する行政をこの委員会の権限と

なさしめてあります。教科書は、教育
のかたとも稱すべきものであり、その
教育内容と分離して考へるわけには参
らない關係に立つております。教科書

行政もまた、教育内容に關する指導行
政と密接不可分の關係に立つものであ
ることも、容易に理解されることであ
ります。しかるに、本法案では、教科

書行政を別個の行政委員会の権限とす
るもので、教育行政の二元性を招き、
とりていゝ妥當な措置とは考へられない
のであります。また、本法案は、教科

書の採択に關して、教育職員みずから
の責任においてこれを行ない、学校長
がこれを取りまとめることになつてお
ります。教育行政に對して直接責任

を負ふべき市町村教育委員会から教科
書の採択権を取り上げ、教育職員にこ
れを行はせんとするがごときは、現
在の教育実情を考へる場合、りつ然と
する思いがあり、われわれのとうてい

賛意を表するわけにいかないところで
あります。

次に、義務教育諸学校の児童及び生
徒に對する教科書の給与に關する法律
案に對してであります。本法案によ
りますれば、昭和三十一年四月から義

務教育諸学校の教科書の無償を全面的
に実施することになつております。し
かし、三十七年度用教科書は、後期は
別といたしまして、すでに供給されつ

つある現状にあります。それにもかか
らず、これが予算措置は全然なされ
ておりません。実施計画も不明確であ
り、三十七年度よりの実施は事実上完

全に不可能であります。本法案では、
公立学校児童生徒に對する無償措置に
ついては、市町村が実施し、国が経費
を負担することになつておりますが、

すでに昭和二十六年に於ける事務処
理の実績、すなわち、清算事務の遅
滞、混乱によつて中止廃絶のやむなき
に至つたといふ経験から見まして

○議長(清瀬一郎君) 村山喜一君。
〔村山喜一君登壇〕

○村山喜一君 私は、日本社会党を代
表いたしまして、ただいま上程されま
した内閣提出の義務教育諸学校の教科
用図書に關する法律案に反対、

日本社会党提出の教科書法案及び義務
教育諸学校の児童及び生徒に對する教
科書の給与に關する法律案に對して賛
成の討論を行なわんとするものでござ
います。(拍手)

文部省は、今日まで、第二十四通常
国会において國民世論の前に否決され
た教科書法案を行政措置によつて不当
にも執行いたし、調査官の設置によつ

て教科書の検定を官僚統制化し、教科
書の生殺手奪の実権を握り、教育委員
会の採択による統一採択を行政指導と
稱して強行して参りました。その結

果、憲法第九条第二項にある、戦争を
しないため陸海空軍や戦力を持たない
という平和憲法のことを書いてない社
会科の小学校教科書が七種類のうち四

種類まで検定で通り、正しいことが抜
けたり、うそや間違ひの多い教科書を
作り出し、民主的な教育を押しつづそ
うとしたしております。平和や民主主

義のために戦ひ、自分の生活を守るた
めに戦ふことを忘れさせられた人間、
それは、あの不幸な大戦のさなかにお
けるわれわれ日本人の姿でありまし

た。再軍備は當然であり、戦争は罪惡
だとは思はず、政府の言うことは常に
正しいといふことを教育するやうな方
向をとつてゐるのは皆御承知の通り
であります。教師に對しましては勤務

評定、学校の子供に對しましては問
違つた教科書を与へ、教育を政党、官
僚の手によつて支配してきた事實は、
荒木文部大臣の言動を見てもよくわか
るところであります。(拍手)国会で承

認も受けず、行政執行で教育の官僚統
制をやつてきた政府・自民党の態度
は、國民の名において許せないもので
あります。(拍手)

政府提出のこの法案は、これらの既
成事実の上に、さらに無償の名に隠れ
て國民のための教育をやがめ、教育を
権力の支配下に置くことをねらつたも
のと言へるのであります。

すなわち第一点としては、看板に偽
りありといふことであります。教科書
を無償で支給すると称しながら、その
中身は調査会の設置になつておりま

す。調査会は、文部省が當然やるべき
ことをやらないうことを物語するも
のであり、一年限りの調査会を置いて
責任を回避し、内容はすべて調査会の
結論待ちといふことにしてあります。

御承知のように、予算は、三十八年
四月一日に入學する小学校一年生分の
予算しか計上されてないものでありま
して、三十七年度については、何らの
措置がなされてないのみならず、一
四〇の教科書の値上げを認め、子を持
つ親たちを、新学期近しいといふこのご

昭和三十三年三月二十三日 衆議院會議録第二十七号 学校法人紛争の調停等に関する法律案外三案 朗読を省略した議長の報告

五七四

ろ、苦しめておる事実は、池田内閣の教科書に対するほんとうの姿であり、国民の期待を裏切るものといわざるを得ないのであります。(拍手)しかも、三十七年度の予算執行については、政令にゆだねられているもので、悪質きわまりなき鉄面皮な法案であり、羊頭を掲げて肉を売るといふのであるといわざるを得ないのであります。(拍手)

第二の問題点は、わが党案が、憲法に定める義務教育無償の原則にのっとり、教科書を給与するのに全額国が補助して、教育を支配せずという民主教育の精神に立つてゐるのに対しまして、政府案は、立法の根拠を欠き、政治、経済の変化のいかんによつては、入学祝いや社会保障政策に転化し得る思想を有しておることあります。このことは、予算のつき方から見しても、一年生分しか措置していないこのことから見ましても、九九年もかかるという足踏み法案であると言へるのであります。審議の過程でも、教科書会社に直接支払いをし、中小の教科書会社を統合する危険性や、教科書会社を文部大臣の承認可制にすることや、府県別の広域採択によつて、実質的に教科書をさらに固定化するねらいがあり、教育を支配する意図が明らかにされて参りました。歴代自民党内閣の文教政策につきましても、われわれの不信感依然として消えないのであります。

第三点は、わが党は、教科書法案を提出し、教科書の無償に欠くことができない三点、すなわち、教科書の採択権は学校教師にあることを明確にすること、民主的な検定制を設け、検定の公正を確保すること、合理的な自由発行制度を確保すること、教科書制度の原則を明らかにしたのであります。しかるに政府・自民党は、教科書の内容統制を行なつてゐる検定制をそのまゝに放置し、教科書汚職を生み出してゐるところの教育委員会の広地域統一採択に固執し、固定化を防ぐ保障を講じようとは何ら考へていないのであります。日本国民のお互いは、近代世界教育史の上において類例を見ない教育内容統制の歴史を持ち、この教育の結果は、敗戦という結果を招いたことを忘れてはならないのであります。

民主主義と平和を守り、科学的真理と人間性の真実を貫く教育という国民的要求に反する政府・自民党の反動文教政策に警告を発し、日本社会党提案の二法案に賛成、政府提出法案に反対いたしました。私の討論を終わります。(拍手)

議長(清瀬一郎君) 討論は終局いたしました。

ただいまの村山君の発言中、もし不穏当な言辭がありましたならば、速記録を取り調べの上、適当に処置いたします。

これより採決に入ります。

まず、日程第三、すなわち、学校法人紛争の調停等に関する法律案の方から先に採決いたします。

本案の委員長の報告は可決でありました。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、日程第四及び第五、これはいずれも山中吾郎君外九名御提出の案でございます。この両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも否決であります。両案を委員長報告の通り、すなわち、否決の方に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、両案とも委員長報告の通り否決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決でありました。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

議長(清瀬一郎君) 本日は、これをもって散会いたします。

午後三時三十六分散会

出席国務大臣

大蔵大臣 水田三喜男君
文部大臣 荒木萬壽夫君
厚生大臣 瀧尾 弘吉君
労働大臣 福永 健司君
自治大臣 安井 謙君
国務大臣 三木 武夫君

出席政府委員

総理府総務長官 小平 久雄君
文部省管理局長 杉江 清君
自治省行政局長 佐久間 賢君

朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、昨二十二日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、昨二十二日、内閣から、地方財政法第三十条の二の規定による地方財政の状況報告書を受領した。

(要求書受領)

一、今二十三日、内閣から、海外移住審議会委員に本院議員田中龍夫君、同田原春次君、同竹内俊吉君及び参議院議員赤間文三君を任命したいので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十三日、内閣から、科学技術会議議員に内海清温君及び茅誠司君を任命したので、科学技術会議設置法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(政府委員自然消滅通知受領)

一、昨二十二日、池田内閣総理大臣から清瀬議長宛、次の政府委員は自然消滅になった旨の通知を受領した。

法務省人権擁護局長 鈴木 才蔵

(常任委員辞任)

一、昨二十二日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

安井 吉典君 田邊 誠君

法務委員

千葉 三郎君 片山 哲君

田中幾三郎君

大蔵委員

田原 春次君 久保 三郎君

文教委員

池田正之輔君 坂田 道太君

花村 四郎君 南 好雄君

宇野 宗佑君 小沢 辰男君

木村 公平君 佐々木義武君

社会労働委員

田邊 誠君 和田 博雄君

農林水産委員

栗林 三郎君 中澤 茂一君

川俣 清吉君 芳賀 貢君

商工委員

小沢 辰男君 田中 榮一君

林 博君 坂田 道太君

花村 四郎君 古井 喜實君

運輸委員

勝澤 芳雄君 田中 織之進君

栗林 三郎君 中澤 茂一君

通信委員

森山 欽司君

建設委員

木村 公平君 兒玉 末男君

田中 幾三郎君 池田正之輔君

決算委員

田原 春次君 片山 哲君

久保田 藤磨君 古井 喜實君

和田 博雄君 正示啓次郎君

田中 榮一君

(常任委員補欠選任)
一、昨二十二日、議長において、次の
通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員

田邊 誠君 和田 博雄君

法務委員

森山 欽司君 田中幾三郎君

片山 哲君

大蔵委員

久保 三郎君 田原 春次君

文教委員

木村 公平君 佐々木義武君

小沢 辰男君 宇野 宗佑君

南 好雄君 花村 四郎君

社会労働委員

池田正之輔君 坂田 道太君

和田 博雄君 田邊 誠君

農林水産委員

川俣 清吉君 芳賀 貢君

栗林 三郎君 中澤 茂一君

商工委員

花村 四郎君 古井 喜實君

坂田 道太君 林 博君

小沢 辰男君 田中 榮一君

運輸委員

栗林 三郎君 中澤 茂一君

勝澤 芳雄君 田中 織之進君

通信委員

千葉 三郎君

建設委員

池田正之輔君 田原 春次君

片山 哲君 木村 公平君

兒玉 末男君 田中幾三郎君

決算委員

正示啓次郎君 田中 榮一君

久保 三郎君 久保田 藤磨君

古井 喜實君

(議案送付)

一、昨二十二日参議院に送付した内閣
提出案は次の通りである。関税定率法及び関税暫定措置法の一
部を改正する法律案日本国有鉄道法の一部を改正する法
律案地方交付税法の一部を改正する等の
法律案

(議案通知)

一、昨二十二日、参議院送付の次の内
閣提出案を可決した旨参議院に通知
した。公共企業体職員等共済組合法の一部
を改正する法律案一 議案の要旨及び目的
本案は、山間地、離島等の辺地
を包括する市町村について、当分
の間、公共的施設の総合的かつ計
画的な整備を促進するための財政
上の特別措置等を定め、辺地とそ
の他の地域との間における住民の
生活文化水準の著しい格差の是正
を図ろうとするものであつて、そ
の要旨は次の通りである。1 本法の適用される市町村は、
政令で定める要件に該当する辺
地を包括し、かつ、公共的施設の
の総合整備計画を策定した市町
村である。2 公共的施設として本法の対象
となるものは、電灯用電気供給
施設、道路及び渡船施設、通学
施設及び寄宿舎、診療施設、飲
用水供給施設、その他政令で定
める施設である。3 本法によつて、公共的施設の
整備をしようとする市町村は、
都道府県知事と協議して、公共
的施設の総合整備計画を定め、
これを自治大臣に提出すること
とする。自治大臣はこの計画を
関係各省各庁の長に通知し、そ
の意見を聞き、所要の協力を得
て合理的な計画となるよう指導
することができる。4 総合整備計画に基づいて実施
する公共的施設の整備につき、
市町村が負担する経費は、本
来、起債を認められていないも
のについても、すべて起債の対
象とすることが出来る。なお、
この起債の元利償還に要する経
費については、その五十七パー
セントを地方交付税の基準財政
需要額に算入することとする。

二 議案の可決理由

一 議案の要旨及び目的
国民健康保険は、被保険者の相
当部分が保険料の負担能力の乏し
い低所得階層であるため、その財
政基盤も比較的薄弱であり、特に
受診率の上昇や医療費の改定等が
行なわれた最近の事情にかんがみ
るとき、国の財政措置を強化して
保険財政の健全化をはかる必要が
ある。二 議案の可決理由
本案の内容は、療養の給付及び
療養費の支給に要する費用に対す
る国庫負担及び補助率を現行の二
割から二割五分に引き上げること
である。三 議案の可決理由
国民健康保険財政の健全化をは
かるため、療養給付等に対する国庫
備の財政上の特別措置等に關する法律案に対する附帯決
議一、政府はすみやかに辺地の振興を
はかるため、本法の実施とあわせ
て、更に強力にその総合的計画的
な振興措置を講ずるよう努めるべ
きである。二、辺地に関する現行諸法令の内容
について検討を加え、更にその充
実改善をはかるべきである。
右決議する。国民健康保険法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)に關する報
告書一 議案の要旨及び目的
国民健康保険は、被保険者の相
当部分が保険料の負担能力の乏し
い低所得階層であるため、その財
政基盤も比較的薄弱であり、特に
受診率の上昇や医療費の改定等が
行なわれた最近の事情にかんがみ
るとき、国の財政措置を強化して
保険財政の健全化をはかる必要が
ある。二 議案の可決理由
本案の内容は、療養の給付及び
療養費の支給に要する費用に対す
る国庫負担及び補助率を現行の二
割から二割五分に引き上げること
である。三 議案の可決理由
国民健康保険財政の健全化をは
かるため、療養給付等に対する国庫
備の財政上の特別措置等に關する法律案に対する附帯決
議

昭和三十七年三月二十三日 衆議院會議録第二十七号 議案に関する報告書

五七六

負担率の引上げを行なうことは、きわめて適切妥当なものと認め、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

国民健康保険助成費として昭和三十七年度一般会計予算(厚生省所管)に五百四十二億八千四百二十一万八千円が計上されており、この中に五分引上げ分として七十九億五百四十三万六千円が含まれている。

右報告する。

昭和三十七年三月二十二日

社会労働 中野 四郎
委員長

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

国民健康保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、国民皆保険の本旨に基づき、その基礎である国民健康保険の拡充強化をはかるため、左の事項の実施に努力すべきである。

一、当面給付率七割引上げの要望にかんがみ、給付率の引上げ及び給付内容の改善につき善処すること。

二、給付制限をすみやかに撤廃するよう措置すること。

三、へき地並びに無医地区に対する総合対策を講ずること。

四、以上三点の実施に当たつては、国庫負担の充実はかり、あわせて被保険者負担の現状にかんがみ、保険税の合理的調整につき根本的に検討すること。

五、原爆被爆者の医療費の増高による関係市町村の財政負担の増加に對しては、特別調整交付金等により財政上特別の配慮を加えること。

学校法人紛争の調停等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、学校法人に対する解散命令に至る前の救済措置として、学校法人の役員又は評議員間の紛争を公正迅速に解決し、私立学校における教育の円滑な実施に資せしめようとするもので、そのため次の方法を講じている。

1 新たに調停制度を設けて、各事件ごとに、所轄庁(文部大臣又は知事)の任命にかかる調停委員をして調停に当たらせること。

2 調停委員に、紛争当事者からの意見聴取、資料提出の要求、必要な勧告等の権限を賦予すること。

3 所轄庁は、成立した調停を履行せず、その是正命令に従わない者、あるいは調停の成立しない者について、当該学校法人の正常な管理、運営ができなると認められる場合、審議会の意見をきいて後、職権をもつて当事者の解職又は辞職の勧告をすることができると。

4 所轄庁は、右の勧告にも応ぜず、当該学校法人の正常な管理、運営を図るため他に方法がないと認めるときは、その者を職権により解職し、さらに後任者の選任について当該学校法人に對し必要な指示をすることができると。

5 この法律は、公布の日から一月以内において政令で定める日から施行し、有効期限は二年とすること。

二 議案の可決理由

学校法人紛争による異状事態をすみやかにかつ公正に解決し、学校法人の機能の正常化を図ることは、当該学校法人関係者の不安を除去するのみならず、私学の公共性と学校教育の進展のため、まことに時宜に適するものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和三十七年度一般会計予算に約十億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十七年三月二十二日

文教委員長 櫻内 義雄
衆議院議長清瀬一郎殿

義務教育諸学校の児童及び生徒に對する教科書の給与に関する法律案(山中吾郎君外九名提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、先ず第一に、国立、公立の義務教育諸学校の児童、生徒に對し、教科書を各教科につき一種類ずつ、校長を通じて給与することとし、国は、それに要する経費の全部を負担すること。第二には、私立の義務教育諸学校の児童、生徒に對し、学校法人が教科書を給与した場合、その経費につき、国は、予算の範囲内で補助することができると。第三には、この法律は、昭和三十七年四月一日から施行すること等を規定するものである。

二 議案の否決理由

わが国の財政事情にかんがみ、今直ちに、国、公、私立の義務教育諸学校のすべての児童及び生徒に教科書を無償給与乃至補助することは、その時期でないとの考え

から本案は否決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

約百三十億円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

荒木文部大臣から、「本案に對して賛意を表し難い」旨の答弁があつた。

右報告する。

昭和三十七年三月二十二日

文教委員長 櫻内 義雄
衆議院議長清瀬一郎殿

教科書法案(山中吾郎君外九名提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、先ず第一に、文部省の外局として、教科書行政全般をつかさどる教科書委員会を設置し、これに規則制定権を与え、委員は、学識経験者の中から、文部大臣が両議院の同意を得て任命すること。第二には、教科書の検定は、発行者又は著作権者の申請により、教科書委員会が行ない、採択は、学校長が教科担当教員の意見を聞いて行なうこと。第三には、都道府県は、教科書研究に資するため、郡市単位に二又は三の教科書展示施設を設置し、国は、これに要する経費につき、予算の範囲内で補助すること。第四に

は、教科書委員会は、都道府県教育委員会の報告に基づき、発行者に対し、発行の指示をし、指示を受けた発行者は、供給の義務を負うこと等。第五には、この法律は、第二章教科書委員会等に関する規定については、公布の日から起算して六箇月以内において政令で定める日から、その他の規定は、昭和三十一年四月一日から施行すること等を規定するものである。

二 議案の否決理由

教科書の無償給与のことは、きわめて重要なことで、関係各方面と慎重に協議の上決定を要するものであり、政府が今国会に提出した義務教育諸学校の教科用図書は無償に関する法律案に掲げている、臨時義務教育教科用図書無償制度調査会のごとき機関において慎重審議して決定すべきものであるとの考えから本案は、否決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

約二百万円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

荒木文部大臣から、「本案に対して賛意を表し難い」旨の答弁があつた。

右報告する。

昭和三十一年三月二十二日

文教委員長 櫻内 義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、先ず第一に、義務教育諸学校の教科用図書は無償とし、この措置に関する必要事項は、別に法律で定めること。第二に、無償とする措置につき調査審議するため、文部省に諮問、建議の機関として臨時義務教育教科用図書無償制度調査会を置き、その委員は、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから、文部大臣が任命すること。第三は、前記調査会は、文部大臣から諮問された事項のうち昭和三十一年度の予算執行及び昭和三十一年度の予算作成に關係あるものについては、昭和三十一年十一月三十日まで回答すること。第四は、無償とする措置で、昭和三十一年度の予算執行にかかるものを実施するための必要事項は、別に政令の定めるところによることができること。第五は、この法律は、昭和三十一年四月一日から施行し、調査会に関する規定は、昭和三十一年三月三十一日限り、その効力を失うこと等を規定するものである。

十一日限り、その効力を失うこと等を規定するものである。

二 議案の可決理由

義務教育諸学校の教科用図書は無償とし、その措置に關し必要事項は別に法律で定めることとするとともに、その措置につき調査審議するため、文部省に臨時義務教育教科用図書無償制度調査会を設置すること等は、時宜に適したものであることを認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和三十一年度一般会計予算に七億九千万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十一年三月二十二日

文教委員長 櫻内 義雄

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院會議録第二十六号中正誤

ハシ段 行 誤 正
五三二 三 實 誤 正
五三三 三 農産物格 農産物價格

昭和三十一年三月二十三日 衆議院會議錄第二十七号

五七八

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
但し、原書は二十円
(送料別)
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話 九段四二一 又は 九段四二二